

## 中国産トルエンジイソシアナートに対する 暫定アンチ・ダンピング関税69.4%の課税開始

2014年12月25日より、中国産トルエンジイソシアナートの本邦への輸入に対し、暫定アンチ・ダンピング関税69.4%の課税が開始されました。これまで日本当局は、当該品目に対するアンチ・ダンピング関税調査を実施してきましたが、この度、不当廉売された貨物の輸入の事実及び国内産業に与える実質的な損害等の事実を推定する決定が下されたこととなります。概要は、以下の通りです。

- ▶ 法令名: 「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」(政令第415号)
- ▶ 課税貨物: HSコード2929.10に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート
- ▶ 原産国: 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)
- ▶ 暫定課税期間: 2014年12月25日より2015年4月24日まで
- ▶ 暫定アンチ・ダンピング関税率: 69.4%

今後の展開としては、利害関係者から提出される意見や不当廉売された貨物の輸入の事実及び国内産業に与える実質的な損害等の事実の有無についてさらに調査が続けられ、暫定課税期間終了までに最終的な決定がなされます。なお、実務上の留意点として、トルエンジイソシアナートの輸入の際に、税関は中国産か否かの確認の為に、輸入者へ当該貨物の原産地証明書の提出を求めます。やむを得ず原産地証明書が提示できない場合には、インボイス等に記載の原産地、製造者名や商標等、あるいは貨物の包装に付された標記等から、原産地の確認を行うことが見込まれますが、輸入通関を遅滞なく行うためには、輸出国での事前の原産地証明書の準備と手配が望まれます。



## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

**EY税理士法人**  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150113

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)